平成２１年（フ）第１８５６号
宮城県塩竈市松陽台１丁目12番19号
破産者　岩佐　浩幸
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第１９２７号
仙台市若林区舟丁28番地　カーザ・ビアンカ203
破産者　藤代　幸男
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２１年（フ）第２５７７号
横浜市瀬谷区瀬谷４丁目11番地32　アサノハイツ201号、開始決定時の住所横浜市瀬谷区瀬谷４―14―５あすなろ203号
破産者　長友　久雄
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第２７９９号
横浜市金沢区能見台２丁目24番地12
破産者　山科　一彦
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４２３号
福井市上北野２丁目９番13号
破産者　鈴木　康廣
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４２４号
福井市上北野２丁目９番13号
破産者　鈴木　久枝
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第７３号
福井県小浜市遠敷４丁目337・338番地
破産者　柿本　雅彦
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所敦賀支部

平成２２年（フ）第２号
静岡県焼津市栄町５丁目２番14号
破産者　望月　鈴枝
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１１３４号
神戸市垂水区南多聞台８丁目５番130号、前住所神戸市垂水区名谷町字猿倉301番地の64グリーンハイツ名谷203号
破産者　古家　智宏
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第７１号
神戸市中央区東雲通２丁目２番１号エバーグリーン東雲３－C、従前の住所神戸市中央区中山手通２丁目10番18号
破産者　佐々木康浩
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１９０７号
広島市安佐北区深川５丁目７―32グループホーム深川の家、住民票上の住所広島市安佐北区可部６丁目53番13号
破産者　西倉金五郎
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２２１５号
広島市安佐南区山本５丁目２番19号
破産者　長谷川幸登
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第４５０号
大分市大字上宗方1628番地の10
破産者　福田　正至
1　決定年月日　平成22年５月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２２年（フ）第３５号
北海道稚内市富岡３丁目20番５号
破産者　佐々木康之
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３７号
釧路市武佐３丁目40番14号　貝森方
破産者　小川　和央
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２０年（フ）第２４９１号
神奈川県茅ヶ崎市鶴が台９番２―405号
破産者　宮川　茂夫
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４１号
横浜市戸塚区汲沢８丁目36番１―103号、開始決定時の住所横浜市港北区樽町３丁目７番40―103号
破産者　高橋　和彦
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３２５０号
横浜市中区小港町１丁目１番地２　ＬＡ街区９―609号室
破産者　井手　高洋
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２１号
相模原市中央区南橋本３丁目６番31号　プリミテージュ301
破産者　高嶋　敏幸
1　決定年月日　平成22年５月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部